

登別市立登別中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

【条例第3条】 条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定している。基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意する。

①いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員が共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

②「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒等はいない」という共通認識に立ち、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) いじめの定義

いじめは次のように規定されている。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項）

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

①いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由から、いじめの事実を否定することがあると考えられる。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。

②インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中での誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

③児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第 22 条及び条例第 23 条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

④「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

⑤児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童 生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの具体的な内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、「犯罪行為として取り扱うべきもの」や「児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなもの」も含まれ、早期に警察に相談し通報することが必要な場合があることを認識する。

(4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ①いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ②いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係の問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第6条）

① 学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要がある

(ア) 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。

(イ) 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。

(ウ) 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

(エ) 規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

(オ) 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

(カ) 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

(キ) 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

- ② 教職員の責務 教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要がある。
- (ア) 教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- (イ) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- (ウ) 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- (エ) 職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- (オ) 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2. いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 校内におけるいじめ防止の対策を行うために、以下の措置を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<いじめ対策委員会>

構成：校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、該当学年担任他

活動：①未然防止のための年間活動計画の作成

②調査及び教育相談に関すること

③いじめ事案の対応に関すること

④いじめに関する生徒理解に関わること

⑤いじめ防止基本方針の評価・改善に関すること

いじめ認知のフロー

(ア) いじめ認知事例を参酌し、認知・非認知の協議（学年部会）

(イ) いじめ防止対策委員会が主体となった認知・非認知の判定

(ウ) 職員会議での報告

(エ) 登別市教育委員会への報告

いじめの認知についての考え方

- (ア) 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したもの全てを認知件数として計上すること。
- (イ) アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくとも、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。
- (ウ) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことにはならない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (エ) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ慎重に確認すること。
- (オ) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。

開催：定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめ防止を多角的な視点を持って実行的に行うために、「地域いじめ対策委員会」を設置する。

<地域いじめ対策委員会>

構成：校長、教頭、生徒指導主事、PTA正副会長、コミュニティ・スクール正副委員長他

活動：①未然防止のための年間活動計画の承認

②調査及び教育相談に関することの報告

③いじめ事案の対応に関することの検討

④いじめに関する生徒理解に関わることの検討

開催：定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3. いじめの未然防止のための取組

いじめ未然防止プログラム（別紙）をもとに、『生徒の居場所づくり』『生徒同士の絆の強化』『いじめが起きない環境づくり』の観点で、下記の取組を行う。適宜検証し改善を加えていく。

(1) わかる授業づくり

生徒等一人ひとりが達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒等がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

(3) 体験活動の充実

他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

(4) 学級経営の充実

学級活動に、互いのよさを見つけ、考え方の違いに気づかせる活動を取り入れ、生徒等の自己有用感や自尊感情を育ませる。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

全校生徒等のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、生徒等及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

※ 相互の関連についてはマトリクス参照

4. いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、年2回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

(2) 教育相談の実施

定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

(3) 連絡帳の活用

連絡帳を活用し、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(4) いじめ防止に関する研修の実施

いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

5. いじめに対する早期対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。

(3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒等・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等について、いじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒等が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ いじめを受けた生徒等及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ※ 教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。